

ワクチン接種に関するQ&A ～よくあるお問い合わせ～

Q 接種時に必要な持ち物がありますか

A 接種を受けるには「接種券」「予診票」「身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など）」の3点が必要です。なお、服薬中の方はお薬手帳もお持ちください。
※速やかな接種のため、予診票は事前に記入してお持ちください。また、肩を出せる服装で接種会場（または医療機関）へお越しください。

Q 接種券を無くした場合は再発行できますか

A 接種券を紛失、破損等した場合は、再発行することができます。住民票の住所地に送付する場合は、「ウェブ申請」「電話申請（市コールセンター）」「郵送申請または窓口申請」で再発行できます。ただし、住民票の所在地以外の住所に送付する場合は、「郵送申請または窓口申請」でのみ再発行できます。
詳細は市ホームページをご覧ください。



▲再発行に関する市ホームページ

Q 住所地以外でのワクチン接種はできますか

A 新型コロナウイルスワクチンは、原則、住民票所在地の市町村で接種することになります。ただし、下表に記載されているようなやむを得ない理由がある場合には、住民票所在地以外でも接種ができます。該当する内容によって手続きの方法が異なりますのでご注意ください。

やむを得ない事情により住所地外での接種が認められる者の例

1	出産のために里帰りしている妊産婦
2	単身赴任者
3	遠隔地へ下宿している学生
4	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
5	入院・入所者
6	通所による介護サービス事業所等で接種が行われる場合における当該サービスの利用者
7	基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
8	副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合
9	市町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合
10	災害による被害にあった者
11	拘留又は留置されている者、受刑者
12	国又は都道府県等が設置する「大規模接種会場」で接種を受ける場合（会場ごとの対象地域に居住している者に限る）
13	職域接種を受ける場合
14	その他市長がやむを得ない事情があると認める者、など

※1～4・14の場合、接種を希望する医療機関の所在地の自治体へ申請手続きが必要ですので、各自治体へお問い合わせください。
※5～13の場合、接種を希望する医療機関へ直接お問い合わせください。

Q 1回目のワクチン接種から2回目の接種までどのくらいの期間が必要なのですか

A 現在、市ではファイザー社製のワクチンを3週間の間隔を空けて2回接種しています。接種後3週間を越えた場合は、できるだけ速やかに2回目の接種を受けてください。なお、市が使用するワクチンは、今後他社製のワクチンに変わる場合があります。

Q 自分の予約日時はどのように確認できますか

A 予約した日時を忘れてしまった場合は、「予約受付時に登録した電子メールアドレスに届く確認メール」でご確認いただくか、電話で市コールセンターにお問い合わせください。

Q 本人に代わって接種予約はできますか

A 本人に代わって接種予約をすることはできません。ただし、予約の際は接種券に記載されている本人（ワクチン接種を受ける者）の名前で予約の手続きをお願いします。

Q 65歳以上の高齢者です。接種券は届きましたが、まだ接種していません。この接種券はまだ使えますか

A 順次、ワクチン接種の対象者を拡大していますが、これまでに接種券を送付している65歳以上の方も、引き続き、お手元にある接種券を用いて接種を受けることができます（予約は必要です）。

Q 基礎疾患や障がいの有無などはどのように判断するのですか

A 基礎疾患は次の1、2のいずれかに該当する方です。
1、以下の病気や状態の方で、通院/入院している方
(1) 慢性の呼吸器の病気
(2) 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
(3) 慢性の腎臓病
(4) 慢性の肝臓病（肝硬変等）
(5) インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
(6) 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
(7) 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
(8) ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
(9) 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
(10) 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
(11) 染色体異常
(12) 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
(13) 睡眠時無呼吸症候群
(14) 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）
2、基準（BMI30以上※）を満たす肥満の方
※BMI=体重（キログラム）÷身長（m）÷身長（m）

なお、基礎疾患は自己申告であり、特に診断書などは必要ありません。予診票に記載いただき、問診の際に確認いたします。

ワクチン接種を受けた後も、感染拡大防止のため、引き続き「3密（密閉・密集・密接）の回避」「手洗い・咳エチケット（マスク着用）」などの徹底にご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、市公共施設の利用制限などを行っている場合があります。また、市主催イベントなどが中止・延期している場合があります。最新の市の新型コロナウイルス関連情報は、市ホームページをご覧ください。



新型コロナウイルスワクチンに関する相談窓口

ワクチン接種に関する一般的な内容について

- 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター
☎0120・761770
(午前9時～午後9時。土曜・日曜日、祝日も受付)
- (厚生労働省) 新型コロナウイルス関連及びワクチンについての聴覚障害者相談窓口
ファクス：03・3581・6251
メールアドレス：corona-2020@mhlw.go.jp

ワクチン接種に関する市の対応（接種の予約や会場など）について

- 東久留米市新型コロナワクチンコールセンター
☎420・7177（かけ間違いのないようご注意ください）
(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時受付)
ファクス：477・0033（聴覚に障害のある方などの相談）

新型コロナウイルス感染症相談窓口 ～まずは電話で相談を～

新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある方の受診相談

※かかりつけ医がいる場合は、かかりつけ医に電話でご相談ください。

- 東京都発熱相談センター☎03・5320・4592
(24時間、土曜・日曜日、祝日も受付)
- 東京都多摩小平保健所☎450・3111
(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時受付)

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な内容（予防など）の相談

- 厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）
☎0120・565653
(午前9時～午後9時。土曜・日曜日、祝日も受付。多言語対応)
- 東京都新型コロナウイルス感染症電話相談窓口(新型コロナコールセンター)
☎0570・550571（午前9時～午後10時。土曜・日曜日、祝日も受付。多言語対応）